

○川南町道路危険木除去事業補助金交付要綱

令和2年3月30日告示第29号

川南町道路危険木除去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域交通の安全確保及び町道の維持管理の軽減を図るため、町道に隣接する危険木の伐採及び撤去を行う者に対し、予算の定める範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路をいう。
- (2) 危険木 町道の交通に支障のおそれのある樹木とし、かつ、樹高が10メートル以上あるものをいう。
- (3) 危険木除去 危険木を地表から50センチメートル以下の高さに伐採し、撤去する作業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 危険木が存する土地の所有者として登記簿に記録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者のいずれかから危険木除去について同意を得た者

(補助金の交付の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、申請者が規則第4条の2の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、危険木除去に要する費用とし、消費税相当額（消費税及び地方消費税相当額）を除いた額とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額とし、20万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の年度において1回限りとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条第1号及び第2号の書類は、危険木除去事業計画書兼収支予算書(様式第1号)によるものとし、同規則第7号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 危険木の位置図
 - (2) 危険木の現況写真
 - (3) 危険木の存する土地の登記事項証明書
 - (4) 危険木除去に要する費用の見積書
 - (5) 補助対象者が第3条第2号の相続人である場合は、確約書(様式第2号)及び相続人全員の同意書(様式第3号)
 - (6) 補助対象者が第3条第3号の者の場合は、危険木の存する土地所有者の同意書(様式第3号)
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (軽微な変更の範囲)

第8条 規則第7条第2項ただし書の町長が別に定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

(実績報告)

第9条 規則第11条に定める事業実施調書及び収支決算書は、危険木除去事業実施調書兼収支決算書(様式第4号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 危険木除去完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。